



裁判  
印

附録第四号様式（証人調書）

事件の表示 昭和五十六年（ワ）第二五七号

証人調書

（この調書は、第一の口頭弁論調書と一体となるものである。）

期日

昭和五十六年三月九日  
午後二時〇〇分

氏名

左藤三男

年令

六十八年（大正一十年一月二十五日生）

職業

土地家屋調査士（建設省登録）

住所



宣誓

他の

状況

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、証人がうそを  
いった場合の罰を注意し、別紙宣誓書を読み  
あげさせてその誓いをさせた。

後に尋問されるとなっている証人は、右  
延しない。

裁判所

なものを見て、それからその近所の人たちのこ  
とも聞いたら、それで本人からも  
自身から  
も聞いたら、この測量にはいふと。

はい。

測量にはいふときは約一週間ばかりかかるといふんだけれども、そのときに役所のほうの  
いわけの担当ですか、営林署の人たちは毎日  
ついでにありましたか。ついでにあって結局営林署  
の人が主会したところで測量したわけですか。

これは主会して測量したという意味でな  
く、主会めなると、このうりうりとして申し出  
て来ました。何か  
出身の  
とい

う校官ですか、エリートの方がおられていな

って、測ってはおだめだけれども杭は板がな  
いからと、そろりう申し渡しを受けます  
た。

そのときの [ ] といり人は営林署の人ですか  
営林局の人ですか。

佐井の営林署の方です。

どんな役職のあつた方ですか。

営林署の何か係長か課長補佐ぐらい  
かなりでしょう。

さて、当時は「スー」がありませんでしたか  
何とiri方だつたんですか。

[ ] 名前まではわかりません。  
身だそうです。

出

それでそうすると、営林局とか営林署の役人の方がその現場にはいなかったというのですか。

現場に三回ぐらいおりにいきました。

という人によらず、別の方が来られたんですか。

さんがまにぬいていきました。

そして、それによい合うことはできないと言っておきながら、顔だけ出た人ですか。

そうです。

それによ、そのまゝ来ておいて、どういふふうなことをやっておる人ですか。さんが一日八時から始まるから五時までありますね、時間